

令和2年7月豪雨災害に関する会長談話

本年7月3日から降り続いた記録的な豪雨においてお亡くなりになられた方々のご冥福をお祈りするとともに、被害に遭われた皆様に心からお見舞い申し上げます。

このたびの豪雨災害では、福岡県においても筑後地域を中心に多くの人的物的被害が発生しました。7月13日までに発表された福岡県内の被害状況は、死者2名、軽傷者2名、家屋被害は4914件に及びます。

そこで、福岡県弁護士会では、7月9日に災害対策本部を設置し、法律の専門家として被災者の皆様の不安を解消すべく、本日から、県内18カ所のすべての法律相談センターにおいて、豪雨災害関連の法律相談を無料とすることに致しました。

また、7月18日(土)及び7月19日(日)に臨時の無料電話相談(各日午後1時から午後4時)を実施致します。

さらに、災害ADRの開設の準備を進めるとともに、二重ローン等の自然災害に伴う多重債務の問題に対応するため、被災減免ローン制度(自然災害債務整理ガイドライン制度)の体制を充実させるべく活動しているところです。

福岡県弁護士会では、平成29年7月九州北部豪雨、平成30年7月豪雨において行ってきた被災者支援活動の経験を基礎に、被災者の皆様の生活が1日も早く復興できるよう、会をあげて支援活動を行なう決意です。

2020年(令和2年)7月15日
福岡県弁護士会 会長 多川一成